

令和7年第1回定例会文教福祉委員会会議録

令和7年3月14日

午後1時28分～午後3時18分

全員協議会室

出席者	山村 尚 委員長	後藤 光秀 副委員長
	伊藤 悦子 委員	久米原孝子 委員
	山崎 孝一 委員	椎塚 俊裕 委員
	杉野 五郎 委員	大野誠一郎 委員

執行部説明員	教 育 長 大古 輝夫	福 祉 部 長 荒瀬 由美
	健康スポーツ部長 足立 典生	教 育 部 長 中村 兼次
	福 祉 部 次 長 藤ヶ崎 聡	健康スポーツ部次長 佐々木英一
	教育委員会事務局次長 大堀 敏雄	福 祉 総 務 課 長 飯田 啓司
	こども家庭課長 蔭山 大三	保 育 課 長 海老原雅男
	障がい福祉課長 篠塚 寿也	こども発達センターつばみ園課長 唯根 敦美
	保 護 課 長 山崎 正尚	健康増進課長 大久保雅人
	医療対策課長 飯倉 基彰	介護保険課長 重田 正光
	保険年金課長 沼尻 正宏	スポーツ推進課長 昇 一信
	教育総務課長 名島 正博	文化・生涯学習課長 松崎 竜弥
	指 導 課 長 千葉 幸子	教育センター所長 熊澤つむぎ
	学校給食センター所長 岩井 務	福祉総務課長補佐 渡部 賢（書記）

事務局 主 査 近野 英樹

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市手話言語条例について
- 議案第9号 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項
- 議案第30号 令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第31号 令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第46号 龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号））の所管事項

○山村委員長

皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、始めたいと思います。開会前に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますのでこれを許可します。傍聴の方に申し上げます。会議中は静粛にお願いします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

また、試行的な取り組みとしてユーチューブでのライブ配信を行っております。このため発言される際はマイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において、当委員会に付託されました、議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第29号の所管事項、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第46号、議案第47号、報告第1号の所管事項、以上の14案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけではございますが、発言は、簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り、簡潔明瞭にお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号、龍ヶ崎市手話言語条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書1ページをお開きください。

議案第1号、龍ヶ崎市手話言語条例についてです。

この条例は、手話を重要なコミュニケーション手段とする、ろう者と地域に暮らす人々が支え合いながら、ともに生きる地域社会の実現を目指して制定するものです。

はじめに、今般の制定に至る経緯や背景についてです。これまで手話は言語として、十分に認識されておらず、その使用環境も整っていなかったため、ろう者の皆さんは多くの困難や不安を抱えながら生活をされてきました。そのことから、手話の普及と使用環境の整備を促進し、これらの困難や不安を少しでも軽減することにより、地域に暮らす誰もが生き生きと安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指そうとするものです。この経緯や背景を知っていただくことで、条例の目的や理念といったものがしっかりと伝わり、実効性のある施策を進めるための土台となるよう、条例の前文として記述しております。

ここからは、各条についてご説明いたします。

第1条です。条例の目的です。1つ目に手話に対する理解の促進、2つ目に手話の普及、3つ目に手話を使用しやすい環境の整備を取り組みの柱とし、これらの取り組みを推進するにあたり、基本理念を定めるとともに、市の責務や市民及び事業者の役割を明確にすることにより、地域で暮らす人々がともに生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条です。用語の定義です。次のページに跨りまして、市、事業者、ろう者、手話通訳者等について、用語の定義をしております。

第3条です。条例の基本理念です。第1条でうたっている3つの柱としての取り組み、手話への

理解促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を進めるにあたっては、まずは手話が1つの言語であるという認識に基づいて行われることとして、手話を通じた意思表示及びコミュニケーションを行う権利が尊重されることが基本理念、つまり取り組みのベースとなる考え方となります。

第4条です。市の責務です。市は基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、自立して社会参加ができるよう、手話を使いやすい環境を整備し、必要な施策を講じることとしております。

第5条、第6条は、それぞれ市民等の役割と事業者の役割です。基本理念に対する理解を深めていただくことを市民や事業者等の共通の役割としているほか、第5条では、市民、ろう者、そして、手話通訳者の皆さんに、市が推進する施策に協力するよう努めていただくこと。

第6条では、事業者の皆さんに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境の整備に努めていただくこととしております。

第7条から第9条は、当該条例の目的達成に向けた、市の施策に関することになります。

第7条は施策の策定及び推進です。具体的な施策は、障がい者総合支援法に基づく、障がいのための施策に関する基本的な計画であります、龍ヶ崎市障がい者プランにおいて定め、その推進をすることとしております。内容としましては、第1号に手話及びろう者に対する理解促進並びに手話の普及に関する事項、第2号に手話による情報の取得及び意思疎通支援に関する事項、そして、第3号として、今後の時制のニーズ等に柔軟に対応できるようにするため、その他市長が必要と認める事項を規定しております。

第8条の学校等における普及の促進です。学校等において、手話を体験し、学習する機会の提供に努めるとするものです。この内容は、第7条に含めることができる内容ですが、当事者であります、聴覚障がい者協会の皆様から、とりわけ重点的に取り組んでいきたいとの要望があったものです。体験学習は現在も実施しておりますが、約半数の小学校での実施となっており、今後、できるだけ多くの学校で開催したいと切望されておりますことから、第7条から切り離した形で設けたものです。

第9条は、緊急時及び災害時の対応です。緊急災害時において、ろう者の安全確保のため、情報の取得及びコミュニケーション支援に必要な措置を講じるとするもので、地域防災計画に歩調を合わせるものとなっております。

第10条です。県等との連携及び協力です。取り組みについては、県や他の自治体と協力して推進するよう努めるとするものです。

第11条です。財政措置です。市は施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めるとするものです。

最後に、施行の時期については、令和7年4月1日としております。

なお、制定にあたり、内容の検討は、当事者団体であります、龍ヶ崎市聴覚障がい者協会の皆さんと共同で行って参りました。そのため、当事者の皆さんの思いや意見が随所に反映された内容となっております。

また、条例制定に伴いまして、まずは、3月28日の定例記者会見より、手話通訳をつけて、市長が会見を行うことを予定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

具体的に、市は学校等において幼児や児童生徒等が手話を体験して学習機会を提供するよう努めるものとなっているのですが、現在、半数の学校でこういうことが行われているということですが、今後どんなふうに学習機会を増やしていくのかということについて教えて欲しいと思います。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

ご質問ありがとうございます。現在、学校教育の場での手話の体験につきましては、社会福祉協議会の方と、当事者の団体の皆さんに協力をいただきまして実施をしているところです。今年度につきましては、6校の小学校の方で開催をさせていただきました。例年、小中学校だけではなく、高校でも学習機会を設けていただいて、社協さんと団体の方が協力して開催しているところです。引き続き、福祉の体験ということで、学校の授業の中にあるんですけども、その中で、最終的には学校の方の目標に合わせていただくような形、校長先生の方の判断になってくるんですけども、できるだけ手話を体験していただく機会を設けていただけるように、こちらからも働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今年度6校で行っているということですが、増やしていくことが非常に理解も深まりますので、引き続き増やす方向でお願いしたいと思います。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

しっかり当事者の皆様と色々な議論を進めながら、この制定につながったということで、まずは感謝申し上げたいと思います。待ちに待った条例制定ではないかと思います。

今、学校現場でもある程度やっていただいている、今後も増やしていくというお話がありました。やはり手話が当たり前のことなんだよってということを、市民全体に広げていくことが大事だと思うんですけど、龍ヶ崎として何かこういったものをやっていこうというものがありましたら教えてください。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

この条例の制定によりまして、今後市の方でやっていくこととしましては、冒頭部長の方からの説明でもありましたが、まずは定例記者会見で手話通訳を入れた形で、ユーチューブに公開をしています、手話通訳を入れますと公開していくことを予定しております。

それと併せまして、まだ調整等々は始まってはいないのですけれども、例えば、市の1階の窓口にありますデジタルサイネージ等を活用して、簡単な手話の動画を流せたりしたらいいのではないかなというふうな、お話も出ていますので、そういったところを検討していきたいと考えています。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

手話が言語の1つだというのが広まっていくといいなと思いますので、協力し合ってやっていただきたいと思います。

○山村委員長

他にございませんか。

大野委員。

○大野委員

第6条の事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるとありますが、具体的にはどういったものがあるのでしょうか。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

まずはお店を、サービスを利用する場合に、提供していただく側としましては、手話というものを理解していただいて、できれば簡単なあいさつとか、こんにちは、さようならぐらいを覚えていただけたらいいなというふうには思っています。

また、働きやすい環境の整備というところでは、その働かれる方によって、いろいろお困り感というのは様々だと思いますので、そこは十分にお話、協議をしていただいた上で、できる対応をしていただきたいというふうに思っています。

この部分っていうのは、国で、令和6年4月に障がい者差別解消法が改正されまして、合理的配慮を提供の義務というのが、事業者の方に課されるようになりましたので、その辺を踏まえまして、個々に応じた対応をしていただければというふうに思っております。

○山村委員長

大野委員。

○大野委員

事業者が条例ができたことを知らなければならないのですけれども、周知の方法はどうなります

か。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

まず周知につきましては、月並みになってしまうのですけれども、ホームページやりゅうほーの方でお知らせをする予定としております。

また、障がい者自立支援協議会という諮問機関があるのですが、こちらの方に就労支援部会というのもございますので、まずそちらの方と、委員さんの方と相談をさせていただきながら、周知をする機会を設けていければというふうに思っております。

○山村委員長

大野委員。

○大野委員

月並みの方法のみならず、工夫を凝らして周知をお願いしたいと思います。

○山村委員長

他にございませんか。

杉野委員。

○杉野委員

第4条の市の責務では、当然責務と書いてありますので、最後の文言で必要な施策を講ずるものとするという表現をしております。第11条で財政措置、これは必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするという努力義務となっていますが、他の自治体ではどうでしょうか。踏み込んで第11条では措置を講ずるものとするというところがありますか。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

条例の検討に当たりまして、他市町村の条例の方は拝見をさせていただいたところです。その中で財政措置に関する所に関しましては、うたっているところと、うたっていないところもあります。うたっているところにつきましては、本市と同じようにやはり努めるものとするというような表現になっているものが多かったというふうに感じています。本市としまして、確実に財源を確保できれば、それはとてもいいことなんですけれども、どうしても主として優先すべき事業というものが、当然あるというふうに想定されますので、ここは努めるという表現にとどまらせていただきました、ということでご理解をいただければというふうに思います。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

手話の普及と、尊重しながら共に生きる地域社会の実現を目指すと、改めてこのような条例を策定されたわけですけども、先ほど課長からもありましたけども、以前も申し上げたことがあります。市全体での手話の普及や理解を求めていくことで打ち出していくのであれば、この市役所が受付のところですか、他市の事例でも手話の動画を使っている所がありますよ、とご紹介させていただいたことがあるのですが、現時点の考え方でよろしいですけども、環境整備ということも書いてあります。市役所以外の他の公共施設におきましても、環境整備をすべきと考えるのですが、より多くの市民の方々に普及していくということで、現時点で、現在市役所以外での公共施設でのハード面の何か検討されていることはありますか。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

ハード面ということですけども、先ほど市役所1階の窓口のところにあるデジタルサイネージの活用を検討していることとお話しさせていただきました。その他でも、今度保健福祉棟にもデジタルサイネージが入るということですので、同様に簡単な手話の動画を作成して流してもいいかなと考えております。あと、当事者向けの支援としましては、今庁舎内では、今日もおりますが、手話通訳士が対応にあたっており、手続きのサポートをさせていただいております。庁舎外につきましても、手話通訳士の派遣というのをやっておりますので、必要な手続き等で手話通訳士が必要な際には、派遣できるように、制度としても体制も整っておりますので引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございます。まずは新しくできる保健福祉棟でも、デジタルサイネージで手話の動画を流していくということですけども、まずは全体には難しいかもしれませんが、今、ご説明の中にありましたように、デジタルサイネージを使って、例えばその龍ヶ崎市駅ですか、そういった所に関しても同様の手話の動画を流すとか、そういったところにも周知を徹底していただきたいと思います。

○山村委員長

他にありませんか。別がないようですので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決めます。

続きまして、議案第9号、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

議案書59ページをお開きください。

議案第9号、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものです。このたびの改正につきましては、龍ヶ崎市使用料・手数料等改定検討委員会での意見を踏まえ、龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の屋内施設アトリエ棟内にございます、陶芸用窯室の使用料を改めるものでございます。

陶芸用の窯室の使用料につきましては、本焼きする陶芸作品の大きさに応じ、利用者よりご負担をいただいております。この度の見直しにあたり、使用料にかかるコスト計算をした結果、昨今の燃料価格高騰などの影響を踏まえ、別表に定める使用料の改定を行うものでございます。

具体的な改定金額でございますが、焼き物1個当たりの大きさが15cm未満のもので、100円から200円に、15cm以上かつ30cm未満のもので、200円から300円に、30cm以上のもので、310円から400円に、それぞれ改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、周知期間を経て、令和7年10月1日以降に利用申請を受け付けたものから、新料金を適用したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

久米原委員。

○久米原委員

人気のある所なのかな、私もやったことはないですけども、大体どのくらいの方が利用されているのかを教えてください。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

お答えいたします。窯室の延べ利用者数となりますが、令和6年度は、1月までの実績でご説明させていただきますが、延べで146人の方がご利用いただいております。また令和5年度は246人、令和4年度が284人という実績になっております。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

ちょっと減ってはいますけれども人気もあるなと思うんですけど、ちょっと値段をしっかりと検討し

て決めたということなんですけども、例えば、15センチに満たない場合、1個あたり200円、ただし1個当たりの大きさが5cmに満たない焼き物に関しては3個までを1個とみなすっていうケースの場合、どのくらいの燃料代がかかっているのかなっていうのはわかるのでしょうか。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

お答えいたします。細かいところの数字はあれなんですけれど、大体小さいもの、15cm未満のもので、大体コスト計算をしますと、1個あたり500円から600円程度はかかっている状況です。やはり先ほど部長の方からも説明させていただいたのですが、プロパンガス、ガス窯でございますのでプロパンガス代がかなり高騰しているということです。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

光熱費が高くなっていますので、基本的にかなり安いお値段でできるっていうイメージだと思うので、ちょっとお値段上がるときってね、皆さん上がっちゃうのってところもあると思うんですけど、こういう時代なのでご理解はいただけたと思うんですけど、このくらいかかっているのであれば、200円は安いよねって思いますので、よく理解いたしました。

○山村委員長

他にありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

今日、どんな状況なのか見てきました、そしたら窯のところも錆びていて、穴が開いているところもあるんですね。そういう修理もしないで、値上げするのかっていう思いもありますし、今、物価が相当上がっているんですよね。自分たちの生活そのものも切り詰めて生活していて、生活の中に潤いっていうか、自分の好きなことができるってことが、大変いいことだと思うんです。そうした中で、15センチに満たない場合は倍になるわけです。そういうことを考えてる私は、今のこれもそうですし、市そのものはやっぱり、住民の福祉を大事にしてこういう施設を作ってるっていうことを考えたら、この値上げには賛成できません。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野委員。

2点ございます。1点目は焼き物の大きさに応じて値上げ率が変わっていますが、私は大きい焼き物も同じように倍にすればいいと思ったのですが、そういう検討はされなかったんですか。倍と

いうのは、15cmから30cmのものは200円を400円にするとか、そういう話です。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

まず大きさ別の年間焼いた数のお話をさせていただくのですが、まず令和5年度につきまして、1385個が焼かれています。そのうち小さいもの、15センチに満たないものが、1171個で84.5%、中ぐらいのサイズのもので191個で13.8%、一番大きいサイズのもので、23個で1.7%。15センチ以下のものを焼かれてるということが多いということで、こういった料金の値上げ幅とさせていただいたところです。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

わかりました。15cm満たないもののウエイトがほとんどだということ。

もう1つ、焼き物について他の自治体で公にやっているところがありますか。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

この値上げに関して、公共施設とか、民間の陶芸教室とか、窯を備えているような施設の方をちょっと調べさせていただいたんですけど、当該施設のような形の、料金設定も含めてですけど、そういったものは見つからなかったです。

参考までに市内ですと、クリーンプラザ・龍に、小さい電気窯になりますけれど、こちらに設置して貸し出しをしていると、こちらの料金については、幅があるんですけど、1回2,000円から5,000円という形で貸し出しをしているということがありました。あとは、民間の陶芸教室とかを見ますと、やはり市の料金体系よりはかなり高いという状況でした。

○山村委員長

他にありませんか。

久米原委員。

○久米原委員

お値段が上がることに對して、きちんと説明をしていただければご納得いただけると思います。100円が1回にかかっているものを、200円ですむんですから、中身は丁寧に説明していくということでしたので、正直にお伝えしてもいいと思います。丁寧によろしくお願いします。

○山村委員長

他にありませんか。

大野委員。

○大野委員

利用者数が146人、いわゆる延べということですが、延べではない数は把握していますか。

もう1つ、1,385個が焼き上がっていますということですが、小さいやつが1,171個、実際1,385個の中で、こういう値上げをした場合には、どのくらいの収入という言い方もないけども、金額が違うんですか。

○山村委員長

暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○山村委員長

再開します。

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

すいません大変お待たせしました。

実人数につきましては、ちょっと調べてさせていただきます。もう少しお時間下さい。

あとはまず利用料の歳入でございますけれど、大きいものと小さいものの窯がございまして、小さいサイズのもので、その窯が2つございます。最大で入る数になってしまうんですけれど、380個ぐらい焼けるという形になります。ですので、単純にそこに100円を掛けますと、1回に3万8,000円の収入が、これが200円になると倍になるので7万6,000円になるというような計算になるかと思います。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので挙手採決いたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号、龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

議案書61ページをお願いします。

議案第10号、龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてでございます。龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例は、子ども子育て支援法第72条第1項に基づき、特定教育保育施設及び家庭教育、地域型保育事業の利用定員や、子ども子育て支援事業計画、子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することを目的とする条例でございます。令和7年4月から、児童福祉法第10条の2に規定されております、子ども家庭センターの開設に合わせて、こども家庭課の課名を、こども家庭センターへと変更するため、審議会の庶務を「福祉部こども家庭課」としている規定を、「福祉部こども家庭センター」へ改正するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

議案書62ページをお願いします。

議案第11号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、栄養士法が改正され、栄養士でなければ受けることができなかった、管理栄養士国家試験について、栄養士であることの条件が削除されたことを踏まえ、市が条例を定める際の参酌基準であります、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改められたことによるものです。

具体の改正内容につきましては、施設内での調理が原則とされている家庭的保育事業等の事業者が提供する給食について、施設外からの搬入が特例として認められる際に、求められております栄養士による必要な配慮について、栄養士資格を持たない管理栄養士を加えるためのものでございます。

なお、改正する条例は付則において、令和7年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

市内の保育所で、他から食事の提供を受けているような保育所はあるのでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

市内にある保育所で、外部から給食の提供を受けている施設はございません。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

栄養士と管理栄養士の違いを教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

管理栄養士は健康な人に限らず、病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、こちらに対して、一人一人に合わせて専門的な知識と技術をもって、栄養指導や栄養管理を行う仕事となっております。

栄養士につきましては、主に健康の方、こちらを対象として、栄養指導や給食の管理を行う方となっています。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

資格取得の難易度はどちらが高いのでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

栄養士につきましては、厚生労働大臣が指定する栄養士養成課程を卒業して、都道府県知事

から免許を受けることで栄養士になることができます。

しかしながら、管理栄養士については、こちらの方の養成施設を出て、国家試験を受験して管理栄養士になるということになりますので、ハードルとしては管理栄養士の方が高いということになります。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

明確に説明いただいてわかりました。ありがとうございます。

○山村委員長

他にありませんか。

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

先ほど大変失礼いたしました。

大野議員から先ほどご質問いただきました窯室の利用者数でございますが、今年2月末までの実人数は38名となっております。遅くなり大変申し訳ございません。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号、龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書64ページをお願いいたします。

議案第12号、龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてでございます。

このたびの改正は、これまで実質的に学童保育ルームを利用するにあたり、加入することを条件としておりました学童保育ルームの管理下での活動中に被った傷害による通院などに対する傷害保険等について、改めて条例に明記し、保護者に対しその加入を義務づけるものでございます。

なお改正する条例を付則において、令和7年4月1日から施行することをしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。
杉野委員。

○杉野委員

今までも加入していたんですか。個々に加入していたのか、状況を教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

今までも、条文に規定しているものはなかったのですが、利用申し込みの際に、加入の手続きをして、掛金が年間800円ですが、市でいただいている形でした。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

明文化したということですね。この傷害保険は、団体保険ということで理解してよろしいですか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

こちらの方は団体活動を行うものが加入できる保険になっておりまして、今当市で加入しているのはスポーツ安全保険になっております。

○山村委員長

他にございませんか。
伊藤委員。

○伊藤委員

今までに保険を使った事例があったかどうかを教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

毎年ご利用いただく実績がございます。保険の内容で、傷害保険であったり、賠償責任保険、あとは、突然死葬祭費用保険というものがあるんですが、ほとんどがけがで病院に通院した際の

傷害保険になっております。令和5年度の実績が10件でございました。今年度は2月28日時点ですが、すでに20件のご利用ございます。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

子どもが元気なのか、その辺のところだけちょっとお聞きしたいと思います。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

この10件から20件に増えた理由なんですけれども、もう何が原因っていうものは、特に今のところ見当たりません。遊んでいて転んでけがしたとか、あとは友達とじゃれあってというわけではないんですけれども、転倒して手をくじいたとか、そういったものになりますので、子どもが元気かどうかというと、元気な活動の途中というようなことになるかと思います。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第12号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第14号、龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書68ページをお開きください。

議案第14号、龍ヶ崎市介護条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険制度には、要介護認定者等に給付する保険給付事業、被保険者や家族等の介護者を対象にした地域支援事業、保健福祉事業などがございます。今回の改正点としましては、これまで国の定めにより地域支援事業として、介護用品購入費助成事業を行ってまいりましたが、国からの変更通知を受け、保健福祉事業として行うものであります。

本市で実施しております龍ヶ崎市高齢者等介護用品購入費助成事業は、紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋等に対する助成事業で、福祉部の福祉総務課が所管する事業であります。この事業は、国・県の交付金対象の地域支援事業として、国38.5%、県19.25%、残りを市及び第1

号被保険者が負担しています。

一方で、今回改正する保健福祉事業は、市の単独事業となり、すべてを介護保険第1号被保険者保険料で賄うことになります。そのため、本条例において、保健福祉事業を新たに規定する他、所要の改正をしようとするものです。

具体的には、条例第1条の4の次に、「第1条の5 保健福祉事業」について新たに追加し、「第1章の2」を「第2章」に、「第2章」を「第4章」に、以下それぞれ繰り下げ、「条例第1条の5」を「第3章 保健福祉事業」とするもので、あわせて目次についても同様に変更するものであります。

なお、本改正については、すでに保健福祉事業としてすすめていることから、附則において令和6年4月1日に遡り適用させることとしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

今まで国が負担していた部分は、市が負担するようになるということですか、今の説明だと。この辺のところ詳しくお願いします。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

令和5年度までは、国が38.5%、県が19.25%、残りの部分は市が19.25%、及び第1号被保険者が23%という負担でしたけども、この改正では、第1号被保険者に負担をいただくという考えでございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

先ほど紙おむつとか尿取りパットというお話があったんですけども、実際にどのくらいの方がこれを利用されているのか。介護してても、自腹でされてる方も多いんですけども、どの程度の方がこれを利用されていたのでしょうか。今後自分の負担が増えてしまうのかなど。どの程度いるのかわかりますか。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

まず、高齢者等の介護用品購入費助成事業でございますが、市内に住所を有する65歳以上の方が、基本になります。また40歳から65歳未満の方で、特定疾病のある方が対象になるんですが、要介護4以上の方というのがまず条件になってきます。

実績でございますけれど、令和7年3月13日現在になりますけれど、23名の方がご利用いただいております、助成金額としましては、57万9470円となっております。こちらがどのぐらい保険料に跳ね返ってくるのかということですが、第9期の介護保険事業計画の中で、保健福祉事業に係る見込み額を算出しております、1人当たりの負担を計算しますと、年額で69.7円くらいの金額になってきます。

これまでは先ほど言った第1号被保険者の方が23%負担してたということですので、16円程度の負担だったのが、単純計算しますと、53.7円が1人当たりの保険料として乗ってくるような形になっております。

○山村委員長

藤ヶ崎福祉部次長。

○藤ヶ崎福祉部次長

1点ちょっと補足をさせていただきます。

久米原委員のご質問の中で、これまで利用されていた方の自己負担がどのくらい増えるのかというご質問あったかと思うんですけど、今飯田課長の方から説明ございましたが、そこからちょっと漏れてしまったんですけども、これまでの利用者の負担が増えるという内容ではございませんので、補足させていただきます。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

確認なんですけれども、これまで利用されていた方は、それ以上には負担にならないということですか。これは要介護4のみならず、紙おむつとか、いろんな面で一様のボリュームがある、けっこう多いんですよね。だから実質負担増にならなければ、私は賛成します。

○山村委員長

他に。伊藤委員。

○伊藤委員

ということは市の負担が増えるということなんですかね。国と県の負担をなくして、市が負担するという。その辺がちょっとよくわからなかったなので、もう1回説明してください。

○山村委員長

飯田福祉総務課長。

○飯田福祉総務課長

先ほどの保険料として負担していただくのは、第1号被保険者の皆さんになりますので、一人一人が少なからず負担は増えてしまうというふうな形で保険料としての負担が増えることになります。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にならうでしたら、採決いたします。

議案第14号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○山村委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。

議案第14号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○山村委員長

賛成多数であります。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第29号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第8号の所管事項について執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊2の議案書1ページをお開きください。

議案第29号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ341億7,143万1,000円へとするものでございます。あわせて、継続費、繰越明許費、地方債についても、補正をするものでございます。なお、各所管部の説明につきまして、人件費は説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

初めに、福祉部の所管事項についてご説明いたします。8ページをお開きください。

第4表地方債補正です。次の9ページに続きます。上から2段目、保育所等施設整備事業は、あすなろ保育園の園舎建て替えに対する補助金に係る起債でございます。

あすなろ保育園の園舎建替工事につきましては、本年度中に竣工する計画でございましたが、工事の遅れにより、令和7年度となる見込みとなりましたことから、本年度、事業者に対し交付する補助金が減額することに伴い、地方債の限度額を7,530万円から1,760万円減額し、5,770万円とするものでございます。

12ページをお開きください。歳入でございます。3段目の箱2番目、子どものための教育・保育給付費です。

こちらは、国が定める教育保育に要する費用算定への基準であります公定価格におきまして、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となります、職員の人件費が引き上げられ、令和6年4月1日に遡及し、適用されましたことから、給付費の増額が見込まれるため、国の負担金につきましても、1億6,134万1,000円増額補正するものです。

その下、生活保護費です。生活保護扶助費の増額に伴い、国の負担金を増額補正するものです。

13ページをお願いします。上から3番目の子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)です。

こちらにつきましても、事業費の増額が見込まれますことから、国庫補助金を増額補正するものです。

1つ飛びまして、保育所等整備交付金です。

こちらは、地方債補正でご説明いたしました、あすなろ保育園の建て替え工事に対する補助金で、工事の遅れに伴い、国から交付される補助金を減額補正するものです。

一番下の、子どものための教育・保育給付費及び、14ページの上から4番目の、子どものための教育・保育給付費(地方単独分)につきましても、国庫支出金と同様に、公定価格が引き上げられましたことに伴い、給付費の増額が見込まれますことから、増額補正するものです。

1つ上に戻っていただきまして、子ども・子育て支援事業費(子育て環境整備分)です。

国庫補助金と同様に、県補助金につきましても、事業費の増額が見込まれますことから、増額補正をするものです。

次の15ページをお願いします。3段目の箱、市債の上から2番目、保育所等施設整備事業債です。

こちらは、あすなろ保育園の建て替えにつきまして、地方債補正でご説明したものでございます。以上が歳入の説明です。

18ページをお開きください。歳出でございます。

下から2番目、物価高騰対応給付金給付事業(住民税均等割のみ課税化給付分)及びその下の(住民税非課税化給付分)につきましては、各事業、給付金10万円の支給期間満了に伴い、事業費が確定したため、不用額を減額するものでございます。

次の19ページをお願いします。2段目の箱の2番目です。

児童発達支援事業特別会計繰出金につきましては、歳入予算不足額を増額するため、一般会計から繰り出すものでございます。

その下、子どものための教育・保育給付費です。

こちらは、歳入国庫支出金でご説明いたしました、公定価格の引き上げに伴い、給付費が増額することから、負担金を増額補正するものでございます。

その下、子育てのための施設等利用給付費です。

こちらは、令和5年度の事業費確定に伴い、県支出金に返還が生じたことから、償還金を3万6,000円増額補正するものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業補助分です。

こちらは、歳入にて、国庫補助金及び県補助金の子ども・子育て支援事業(子育て環境整備分)でご説明いたしました事業費の増額が見込まれるため、補助金を増額補正するものでございます。

その下、保育所等施設整備事業です。

こちらにつきましても、歳入でご説明いたしました、あすなろ保育園園舎建替工事の工期見直しに伴い、就学前教育保育施設整備交付金、及び次世代育成支援対策施設整備交付金を減額し、これに加え、排水処理方法を変更し、公共下水道に接続しないこととなりましたことから、公共下水道区域外接続工事助成金を含めた補助金を7,407万6,000円減額補正をするものでございます。

さらに、昨年度実施しました、あいゆう園のトイレ改修工事が完了したことに伴い、生じておりました就学前教育保育施設整備交付金を返還するための償還金45万2,000円を増額補正するものでございます。

また、就学前教育保育施設整備交付金及び、次世代育成支援対策施設整備交付金におきまして、工事期間が複数年度に跨る場合は、年度ごとの進捗率に応じまして、補助金額を算定するこ

となります。

あすなろ保育園に対して、本年度に交付する補助金につきましては、工事全体に対する進捗率を75%としておりまして、地方債や国庫補助金につきましても、この割合により算出したものとなります。

一番下になります。物価高騰対応給付金給付事業(新規子ども加算分)です。

こちらにつきましては、基準日であります、令和6年6月3日現在、龍ヶ崎市に住民登録のある世帯で、物価高騰対応給付金(住民税非課税化給付分)、または、(均等割のみ課税課給付分)を受給した世帯で、18歳以下の児童を扶養する世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する事業です。

こちらの事業確定に伴いまして、差額を減額しようとするものでございます。

次の20ページをお願いいたします。中段の箱の2番目、生活保護扶助費です。

こちらは、決算見込みによる医療扶助費の不足が見込まれますことから、不足額を増額補正するものでございます。

下から2番目の精神・難病保健福祉対策事業です。

こちらの事業につきましても、決算見込みによる、難病見舞い金の不足が見込まれますことから、不足額を増額補正するものでございます。

福祉部所管の説明は以上でございます。

○山村委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。歳入です。5行目、国民健康保険基盤安定等です。

今年度の算定額確定にともなう国庫負担金の増額です。

2つ飛びまして、養育医療給付事業費です。

歳出の養育医療給付事業の増額にともなう、国庫負担金の補正です。

その下、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。

新型コロナワクチン接種後に健康被害救済制度の申請を出され、これまでに国の認定を受けている3名についての医療費及び医療手当支給に対する10分の10の国庫負担金です。今回新たに認定を受けた1名の方の国庫負担金の歳入については、令和7年度に精算交付としております。詳細は歳出で説明いたします。

13ページ下から3行目、国民健康保険基盤安定等です。今年度の算定額確定にともなう県負担金の増額です。

その下、後期高齢者医療保険基盤安定等、これも算定額確定にともなう補正です。

14ページ1行目、養育医療給付事業費は、歳出の増額にともなう県負担金の補正です。

15ページ2行目です。後期高齢者健康診査受診者負担金です。集団健診受診者の増加による受診者負担金の増額です。以上が歳入です。

18ページをご覧ください。歳出です。下から3行目です。国民健康保険事業特別会計繰出金です。19ページ1行目、介護保険事業特別会計繰出金、2行目、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、これらはそれぞれの特別会計の収支差し引きの調整となっています。

20ページ下から4行目、後期高齢者健康診査事業です。集団健診受信者の増加に加え、医療

機関健診の増加による委託型の増額です。

その下、養育医療給付事業は、扶助費の増が見込まれるための補正です。

1つ飛んで一番下、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業です。こちらは金剛寺議員の質疑でもありましたがあらためて説明します。歳入で説明いたしましたが、健康被害救済制度の申請を出され、これまでに国の認定を受けている方3名の方に、医療費及び医療手当を給付いたします。また、今回新たに認定を受けた方1名については、死亡一時金及び葬祭費、医療手当として、4,444万7,000円を給付するための計上となります。なお、全額国の負担となります。

今回新たに認定を受けた方に関してです。90代の女性で接種翌日に急性膵炎によりお亡くなりになられた方の事案になります。この方は、令和3年7月に市内医療機関での個別接種において、1回目の接種を受け、翌日にデイサービス利用中の昼食後に嘔吐、帰宅後に徐々に体調が悪化し救急搬送されましたが、搬送先の医療機関においてお亡くなりになりました。その後、令和5年4月にご遺族から予防接種健康被害救済制度の申請があり、所定の手続きを経て、厚生労働省へ申請を行っていました。令和7年1月21日付けで国の認定を受けたものです。

健康スポーツ部所管事項についての説明は以上でございます。

○山村委員長

中村教育部長。

○中村教育部長

引き続きまして、教育委員会所管事項についてご説明させていただきます。

はじめに6ページをお開きください。第2表、継続費の補正になります。10番の教育費で、小中一貫校施設整備事業です。

これは、北竜台学園施設整備に係る令和8年度事業費の変更によるものです。

続きまして、7ページになります。第3表、繰越明許費補正で追加です。10番の教育費で龍ヶ崎西小学校の学校管理費です。

これは受変電設備改修工事について、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要したことから、年度内に発注が困難となったため、繰越をさせていただこうとするものです。

その下で、文化会館管理運営費です。

これは文化会館の消防設備の点検を実施した結果、排煙施設の修繕及び消火ポンプ流量計交換が必要となりましたが、交換等に必要な機器調達に所要の期間を要するため繰越をさせていただくものです。

続きまして、9ページになります。第4表、地方債補正の変更です。

下から2番目で小中一貫校施設整備事業は、8億8,270万円から10億4,600万円に、その下で文化会館施設整備事業は、4,990万円から4,430万円に限度額を変更するものです。

詳細につきましては歳入でご説明します。

続きまして歳入になります。

12ページをお開きください。上から3段目、大きな枠の中で3番の教育費国庫負担金で、公立学校施設整備費です。

これは、北竜台学園建設工事に係る国の負担分、いわゆる補助金の積算単価が上乗せされたことにより、増額補正をするものです。

次に15ページになります。一番上の枠で義務教育施設整備基金繰入金です。

これは、北竜台学園建設工事に係る費用に充当する予定であった基金を、国庫負担分の上乗

せ分を考慮し、財政調整の結果、充当額を減額させるものです。

続きまして、下から2番目の丸印で小中一貫校施設整備事業債です。

これは、北竜台学園建設工事に係る費用の起債充当率等が上乘せとなったことにより増額するものです。

その下、文化会館施設整備事業債です。

これは、空調設備更新工事に係る契約額が確定したことにより減額するものです。

続きまして歳出です、24ページをお開きください。2段目の大きな枠の中で、3番の教育指導費で職員給与費教育指導です。

これは指導課及び教育センターに勤務する指導主事5人分の給与等の負担金についてで、人事院勧告に伴う差額分を増額するものです。

その下で、特別支援教育支援費です。

これは特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活上の介助に係る支援員の配置に関する委託料ですが、当初の見込みよりも勤務時間数が増加したことから、107万8,000円を増額するものです。

その下の丸印です。小学校英語検定料助成事業です。

これは英語力及び学習意欲の向上を目的として、英語検定を受験した児童の保護者に対して、英語検定料にかかる費用を助成するものですが、当初見込みよりも受験者数が増加したことから、24万8,000円を増額するものです。

続きまして25ページです。上から3番目の丸印で、歴史民俗資料館管理費です。

これは空調設備工事の契約額確定に伴い、契約差金を減額するものです。

その下で文化会館管理費です。

これは文化会館の消防整備を点検した結果、排煙設備の修繕及び消火ポンプ数量計交換工事を行うこととなり、324万5,000円を増額するものです。一方で、空調設備更新工事及び防火設備改修工事の事業費が確定したことから、654万8,000円を減額するため、全体の差し引き額では、330万3,000円を減額するものです。

3つ下の丸印で、学校給食センター管理費です。

これは、施設の清掃業務委託契約額の確定に伴い、減額するものです。

その下、学校給食運営費です。

これは学校給食の賄い材料費の物価高騰に伴う、価格上昇補償分として1,174万4,000円を増額するものです。

以上が議案29号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)のうち、文教福祉委員会所管事項の主な説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

20ページの、一番下の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業で、新たに4件、1名90代の方がお亡くなりになられたということですが、以前も確認したかもしれませんが、3名の方の年齢と現在も後遺症のような症状があるのかどうかお聞かせください。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

今回対象となっている方死亡者以外の3名ですが、40代の方が1名、70代の方が2名なんです。70代の方に関しましては、左手の末梢神経障害ということです。

また、40代の方はIGA血管炎ということで、通院されているということで対象となっております。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

この40代の方も。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

40代の方は、IGA血管炎という全身性の血管炎ということです。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

これから申請するかどうかの相談を受けている方はいらっしゃるのかどうかお聞かせください。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

これまで当初からの合計で12件の申請がございまして、認定された方、今回の方まで入れて9件ございます。否認されてる方も1件、進達中で、国の認定を待っている方が2件ございます。

○山村委員長

後藤委員。

○後藤委員

それ以外ではないですか。

○山村委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

まだ認定を受けてないのは、今お話ししました進達中の2件の方だけです。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第29号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第30号、令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

33ページをご覧ください。

議案第30号、令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ71億9,489万8,000円とするものです。

38ページをご覧ください。歳入です。上段、款1、国民健康保険税です。

直近の決算見込みによる減額補正です。

続いて、款7、繰入金です。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、保険税減税分、保険者支援分、未就学児均等割保険税繰入金の額確定による補正です。

国民健康保険事業の職員給与費等繰入金は、職員手当分の増額です。

産前産後保険税繰入金は、額確定による補正です。

国民健康保険支払準備基金繰入金は、保険税の減額及び保険基盤安定繰入金の増額に伴う減額です。

歳出については、人件費のみのため、説明を省略します。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第30号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第31号、令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

43ページをお願いします。

議案第31号、令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)です。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億1,113万7,000円とするものです。

48ページをご覧ください。歳入です。1行目、第1号被保険者介護保険料特別徴収現年度分は、保険料の減収による補正です。

その下、介護保険制度改正支援事業費です。

令和6年度介護報酬改定に伴う、システム改修費追加案件分の国庫補助金です。率は2分の1となります。

その下、介護保険事業職員給与費等繰入金は、職員手当の減額です。

その下、その他一般会計繰入金です。

さきほど説明した令和6年度介護報酬改定に伴う、システム改修費追加案件分の市負担分2分の1です。

その下、介護保険支払準備基金繰入金です。

第1号被保険者介護保険料特別徴収分の減収分に伴う不足分を基金から繰り入れるものです。

歳入は以上です。

49ページをご覧ください。歳出です。2行目、住民情報基幹系システム運用費(介護保険)です。令和6年度介護保険改定に伴うシステム改修費追加案件分となります。

その下、居宅介護サービス給付費です。

居宅介護サービスの給付費の減が見込まれることによる補正です。

その下、介護保険審査支払手数料、及びその下、高額医療合算介護サービス費はいずれも不足が見込まれることによる補正でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第31号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第32号、令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第4号)について執行部から説明願います。

荒楨福祉部長。

○荒楨福祉部長

51ページをお開きください。

議案第32号、令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,136万3,000円とするものでございます。

56ページをお開きください。歳入です。総務管理費等繰入金、及び児童発達支援サービス事業費繰入金です。

人件費の増加に伴い、その不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第32号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第33号、令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業医療事業特別会計補正予算(第4号)について執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

61ページをご覧ください。

議案第33号、令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)です。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,447万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億2,418万7,000円とするものでございます。

66ページをご覧ください。歳入です。1行目、後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分、直近の決算見込みによる増額です。

これらは、国保とは反対に団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険数が増加していることが主な原因です。

その下、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は、共同負担金の額が確定したことによる減額です。

その下、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、職員手当分の増額による補正です。

その下、保険基盤安定繰入金は、当該繰入金の額が確定したことによる増額です。

67ページ、歳出です。職員給与費については説明を省略します。

一番下、後期高齢者医療広域連合納付金です。

補正予算には記載ございませんが、内容が2つございます。

1つは、後期高齢者医療事務費納付金で、共同経費負担金が確定したことによる減額、もう1つは、後期高齢者医療保険料等納付金保険料普通徴収現年度分、及び保険基盤安定繰入金の増収見込みによる増額となります。合計が1,422万9,000円となります。

説明は以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第33号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第46号、龍ヶ崎市特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第47号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、内容が関連しておりますことから、一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

別冊の議案書1ページをお開きください。

議案第46号、龍ヶ崎市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案書の6ページになります。議案第47号、龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので、一括でご説明をさせていただきます。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が1月31日に公布され、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準が改められましたことから、これらを参酌しております、本市の両条例につきまして、本件の改正案の通り改正するものでございます。

まず、議案第46号の条例につきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を「特定地域型保育事業」としまして、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付を受け、運営するための基準を定めたものであり、もう1つの議案第47号の条

例につきましては、特定地域型保育事業と同じ事業を「家庭的保育事業等」として、これらの設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

特定地域型保育事業及び家庭的保育事業等につきましては、小規模かつ2歳までの保育でありますことから、居宅訪問型保育事業を除きます3つの事業におきまして、「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」、「卒園後の受け皿の設定」の3項目で連携する保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならない、とされております。このたびの内閣府令の改正で、これらの連携に関する改正が行われましたことから、本市条例においても、改正内閣府令を参酌いたしまして、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合の他、必要な措置を講じている場合など、連携施設の確保の条項を適用しないこととすることができる要件を定めるものでございます。さらに、連携施設を確保しないことができるとしておりました経過措置の期間を、今年度末から5年間延長いたしまして、令和11年度末までとするものでございます。

なお改正する条例は付則におきまして、令和7年4月1日から施行することとしております説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

連携施設の経過措置を10年から15年に延ばした背景を教えてください。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

内閣府令の改正に至る経緯ですが、この経過期間の延長を含めまして、令和6年の地方から国への提言に対する方針を踏まえた改正となっております。なので、地方からの経過措置を延長して欲しいという提言に基づいて、内閣府令が変わったことにより延長されたものになります。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

緩めたということでよいのでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

経過措置が切れるとやらなければならないということになりますが、5年間延長されたということとは、猶予の期間が増えたという形になります。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

逆に言うと、そのくらいの期間がないと、無理ですよという所が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○山村委員長

海老原保育課長。

○海老原保育課長

今回の改正について、条件が設けられておりまして、「連携することが困難な場合」というような条件がついております。当市の場合、保育施設、教育施設も含めて、数もかなりございますので、実際のところ連携をすることが困難な状況とまでではないと思います。なので、本市においては、なかなか当てはまるものはないのかなという認識でおります。ただし、保育施設が少ないような地域におきましては、連携する施設がそもそもないとか、連携する施設が最終的にないとか、そういったもので、その自治体が困難だというような場合は、それくらいの期間がないとやむを得ないと考えております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

はい、よくわかりました。実際は地域によって差があり、当市では支障はありませんと、そういうことでよろしいですね。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。採決は別々に行います。

はじめに、議案第46号、本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第47号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計

補正予算(第6号))の所管事項について執行部から説明願います。

荒瀬福祉部長。

○荒瀬福祉部長

それでは議案書に戻っていただきまして、114ページをお開きください。

専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊3の1ページをお願いいたします。令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第6号)でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,245万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ333億6,960万9,000円とするものでございます。あわせまして、繰越明許費につきましても補正をするものでございます。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の追加です。

重点支援地方給付金給付事業(住民税非課税給付分)及び、(こども追加分)につきましては、いずれも年度内の完了が困難であるため、繰り越すものでございます。なお、専決処分の予算の主な内容、目的につきましては、12月19日開催の全員協議会におきまして、その概要を説明させていただいておりますことから、割愛させていただきまして、歳出に関して、主に事業の進捗状況を含めてご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。歳出の社会福祉総務費、重点支援地方給付金給付事業です。はじめに、(住民税非課税給付分)です。

こちらは令和6年12月13日を基準日としまして、その時点において、住民基本台帳に記載されております、令和6年度分住民税均等割非課税であります世帯の世帯主が支給対象となります。支給額は、1世帯当たり3万円です。1月23日に6,230世帯に対しまして、給付決定通知書を送付しております。また、2月12日には、533世帯に対しまして、確認書を送付しております。給付決定通知書を発送した世帯につきましては、2月14日に口座に振り込みを行い、確認書を発送した世帯につきましては、市へ提出された書類を確認・審査した後、随時、口座に振り込みを行っている状況でございます。3月7日時点の支給済みの割合につきましては、94.2%でございます。

続きまして(こども加算分)についてです。

こちらにつきましては、住民税均等割非課税世帯に、18歳以下の児童がいる場合に支給対象となります。支給額は、児童1人当たり2万円です。こちらの対象世帯へも、3月7日に411世帯の世帯主に対し、振込通知書を発送の上、児童数692名分の振り込みを行いました。それ以後につきましても、随時、発送及び振込を行っている状況でございます。3月7日時点の支給済み割合につきましては、94.7%でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別になさうですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。